

公益社団法人薬剤師認定制度認証機構

令和 8 年度第 2 回理事会 議事録

1.日時：令和 8 年 9 月 18 日（金）10 時 30 分～12 時 30 分

2.開催方式：対面会議と Zoom ミーティングのハイブリッド開催

会場： 航空会館ビジネスフォーラム 506 号室

東京都港区新橋 1-18-1 航空会館 TEL 03-6811-7017

<https://us06web.zoom.us/j/87215752542?pwd=FfQZX9rs9TA2aaaWSwxheAfwN9zLrl.1>

ミーティング ID 872 1575 2542 パスコード 459668

3.出席者（*は web 参加）：

（理 事） 赤池昭紀*、乾 英夫*、岩月 進*、奥田真弘*、北澤京子*、久保田理恵*、
崔 吉道*、武田泰生、俵木登美子（12:00 退席）、狭間研至*（10:45 入室）、
吉田易範*、和田光弘*、林 昌洋、本間真人（12:00 退席）、安原真人

（監 事） 望月真弓*、森 和彦

（来 賓） 稲角 嘉彦* 厚生労働省医薬局総務課薬事企画官

（事務局） 松本宜明 事務局長、渡邊真知子 事務局長補佐、田中美香、安藤久仁恵、
松林智子

4.議案：

審議事項

（1） 第 1 号議案 キャリア形成調査検討事業（令和 7 年度厚生労働省委託事業）に
ついて

5.報告事項：

（1） 薬剤師のキャリアパスに関する懇談会（7 月 14 日開催）について
（2） 自己研修に関する考え方について
（3） 令和 7 年度フォローアップ調査結果報告書について
（4） 代表理事及び業務執行理事（認証担当、総務担当）の業務報告について
（5） その他

6.事前配布資料：

（1） 第 1 号議案資料 薬剤師キャリアパス事業について
（2） 報告事項（1）資料 薬剤師のキャリアパスに関する懇談会議事録
（3） 報告事項（2）資料 自己研修に関する考え方
（4） 報告事項（3）資料 令和 7 年度フォローアップ調査結果報告書
（5） 報告事項（4）資料 令和 7・8 年度代表理事及び業務執行理事（認証事業担当、
総務担当）の職務執行状況報告
（6） 報告事項その他資料 公益目的事業継続予備財産

7.議事概要

林総務担当理事が開会を告げ、本日の出席者について各理事を点呼により確認し、理事総数 15 名中 14 名が出席し定款第 30 条に基づく過半数に達しており理事会は成立していることを告げた。望月監事、森監事が出席されていることを報告した。また、厚生労働省医薬局総務課の稲角薬事企画官が来賓として出席されていることを紹介した。

安原代表理事より、理事会への出席に謝意表明があり、本日の審議予定について説明された。

次いで、来賓の稲角薬事企画官より、厚生労働省委託事業への謝意表明があり認定制度の認証においてもその専門性の維持・向上のために引き続き尽力いただきたいとの挨拶があった。

青野理事の後任となる北澤理事より自己紹介と挨拶があった。

総務担当理事が事前配付資料の確認を行った後、理事会規程第 5 条第 3 項に基づき代表理事が議長となり議事を進めた。対面と Zoom による web 会議のハイブリッド開催であることから、事前配布資料を共有画面に示しながら説明及び審議を進めた。

《審議事項》

(1) 第 1 号議案 キャリア形成調査検討事業（令和 7 年度厚生労働省委託事業）について

代表理事より、令和 7 年度厚生労働省委託事業であるキャリア形成調査検討事業の概略が説明された。

議長の指名で、渡邊事務局長補佐より厚生労働省委託事業、薬剤師臨床研修の効果的な実施のための調査検討、卒後から生涯研修を通じたキャリア形成について資料に基づき、卒後臨床研修の質保証に係る第三者評価のあり方を検討する目的で、海外（米国）の卒後臨床研修制度に関する調査、臨床研修ガイドラインに基づくプログラム評価に関する検討、キャリア形成や卒後臨床研修に関する薬剤師の意向調査を実施した内容について以下の説明があった。

米国の卒後臨床研修制度は、Pharm.D 取得後の薬剤師を対象に卒後 1 年目に PGY1、PGY1 修了者を対象に PGY2 で構成されており、薬学部卒業者の約 30%、が PGY1 に進み、卒後臨床研修制度は専門薬剤師制度と密接に関係づけられている。

本邦での卒後臨床研修制度を普及させる方策として、臨床研修ガイドラインに則った体系的な研修プログラム修了歴を既存の認定制度要件に算定可能とすること、認定資格取得への優遇措置（単位要件の緩和、経験年数の削減等）、卒後臨床研修修了者に対する称号の付与などが挙げられた。

キャリア形成や卒後臨床研修に関する薬剤師の意向調査には、11,392 名が回答し、卒後臨床研修制度の必要性について、70%～85%が肯定的な認識を示した。

代表理事より、共有画面に資料を示し意向調査の回答者の性別や勤務先による解析結果が説明された。目指すキャリアゴールとして、男女ともに地域医療の担い手として住

民の健康維持に貢献するとの回答が最も多かったが女性でより多い傾向があり、男性では組織の責任者として管理運営や人材育成に携わるという回答が女性と比較して多い傾向が示された。目指すキャリアゴールとして、保険薬局と病院の比較では、保険薬局では地域医療の担い手として住民の健康維持に貢献するとの回答が病院より多く、病院では特定分野において高度専門性を発揮するとの回答や臨床研究や基礎研究を通して学術の発展に貢献するとの回答が保険薬局より多くみられた。

代表理事より、委託事業における調査の位置づけから考えると結果を将来の生涯学習にどの様に活かしていくかが重要であり、結果は各プロバイダーにもフィードバックして今後へ向けて活用していきたいとの説明があった。

議長より、理事に対して質問・追加意見を求めがあった。

議長の要請により、武田理事より卒後臨床研修に関する病院薬剤師会の取組について以下の発言があった。薬剤師の養成および資質向上に関する検討会において卒前に加えて卒後に対応していくことが重要であり、医師と協働で薬剤師が薬物治療を提供して行くことが目的とされており、これに見合う卒後研修が必要との見解で一致していた。大学病院・急性期病院を中心とした卒後レジデント制度が先行して稼働していたが、それ以外の病院における新人教育では OJT が中心となっていた。厚労省においても卒後臨床研修ガイドラインが策定され標準化されるに至っており、全ての病院で新卒薬剤師に対して標準化された卒後研修を提供できるよう取り組むことが重要と考えている。単独施設で標準化した卒後研修を実施することが困難な現実に配慮し、地域の中で達成できるようグループ化して研修内容をガイドラインに近づけるよう今年度からモデル事業を開始した。今年度は全国で 31 グループが参加し新規採用者がプログラムに参加する形でスタートしており、令和 9 年度には対象者を募集してマッチングを図っていく予定であるとの説明があった。

代表理事より、卒後研修を組織だって進めていくことへの研修者の受け止めについて今回の調査で確認したところ、1 万人以上の回答を得る中で卒後臨床研修制度の必要性について大多数が肯定的な認識を示したことは、事業を進める上でのモチベーションになる。卒後臨床研修に関しては、経済的な要因も重要と考えられる。米国 BPS 担当者に確認したところ米国薬剤師の平均年収は約 14 万ドルで一般的な米国勤労者の平均年収 7 万ドルを上回っており、ファーマシーテクニシャンは 4 万ドルとの資料が得られており制度を考える上で参考にしたいとの説明があった。

理事より、医薬分業の目的を考えると薬物治療の効率化と安全性の向上が重要であり、卒後研修の結果として「医師に対する処方提案」が増加して行かないと薬剤師の職能として評価しにくい。我が国の医薬分業は薬歴・お薬手帳・服薬指導など患者中心の考え方で進められており、薬物療法の質の向上がみえにくい現状がある。また、臨床研修については検討されているが、臨床経験について評価する仕組みがない現状があると認識している。病院薬剤師は複数の診療科の医療に参加して多様な臨床経験を積み重ねてい

るが、我が国の医薬分業の課題として門前分業の現状があり多様な臨床経験を積む機会が少ないという課題がある。この課題を解決するためには、勤務時間以外の時間の確保、自己投資に資するための所得の問題も存在しており制度の構築に際して考慮する必要があるとの発言があった。

理事より、調査結果として地域を担いたいとの回答が多かったことは良かった。キャリア形成のプログラムを作る際に、研修者本人のキャリア形成だけでなく、地域連携のもとの医療提供体制を考え俯瞰する視点が重要で研修制度において地域連携を必須とすることが必要になる。医師の地域偏在、診療科偏在が問題となる現実があり薬剤師に同じことが繰り返されない取り組みが必要で、基幹病院だけでキャリア形成が出来るのではなく、意図的に地域連携をプログラムに入れていく必要がある。石川県の事業として実施する地域連携薬剤師共育プログラムにおいて、基幹病院3年、地域病院3年の就業を基本とし、その後に5疾病6事業に紐づいた専門薬剤師・認定薬剤師を取得することにより奨学金返済への助成をする制度となっており、基幹病院に加えて地域医療の視点・経験を卒後研修制度に取り入れていくことが必要との発言があった。

代表理事より、CPC の立場でどうあるべきかと考えると、多様な働き方、職場が存在する中で、国民・患者さんからみた薬剤師として信頼に足るものであるという薬剤師の質の保証を進めていく、そのためにどのような研修が必要か、新たな臨床研修制度履修の有無にかかわらず考えて行く必要があると認識しているとの発言があった。

理事より、処方提案を含む薬剤師から医師への専門的助言が調査結果から見えていない背景として病棟薬剤師には定着しているが薬局薬剤師には定着していない可能性が指摘された。合わせて、日本の成長戦略における薬剤師の役割の中で創薬を強化していく方向があり、薬剤師が関与していく方向であり卒前・卒後の薬剤師教育の中で、創薬・臨床試験・治験といった領域も強化していくべき課題と認識しているとの発言があった。

代表理事より、6年制の薬学教育の中で創薬の重要性も位置付けられている、そうした中、卒後に行政・企業・臨床で活躍する薬剤師がそれぞれおり、卒後教育の中でどこまでを取り扱うかの問題だと認識しているとの発言があった。

理事より、在宅医療が益々重要性を増すこれからの我が国の社会において、薬局薬剤師の卒後臨床研修をどの様に進めるかが重要になるとの発言があった。また、調査結果の中で、米国では臨床研修の質の保証のために訪問評価が実施されており、CPC として、卒後研修の質の保証について各研修制度を訪問して評価する体制の整備について今後の課題であり取り組むべきとの発言があった。

監事より、厚生科学研究として実施し公表する観点では、10～20 年後に携わりたい業務として医薬品開発あるいは治験といった領域が約3%となっており、行政についても同程度である。今回の調査対象者の勤務先を考慮すると、行政や製薬企業の勤務者が限られていることが関係していると思われる。公表に際してはこれらの背景に言及する必要があるとの助言があった。

理事より、所属団体にける昨年度の調査において、病院薬剤師のうち治験に係わっているものは3%との結果があり、薬剤師全体では約0.5%になるとの説明があった。GCP改正が予定されており医療機関だけでなく地域薬局に治験が広がると聞いており、治験に係わる薬剤師は増加する可能性について発言があった。また、治験薬あるいは未承認の医薬品で治療する方法もあり、薬剤師として関与する必要があると考えており創薬力向上への薬剤師の貢献の一例になるとの発言があった。

監事より、CPCとして実施した今回の調査は、臨床に勤務する薬剤師が中心的調査対象であることが創薬・行政に関連したキャリアパスを考える薬剤師が少ないことの背景と考える。製薬企業に勤務する薬剤師、創薬に従事する薬剤師の育成やキャリアパスについては重要な視点と考えるが、薬学教育を含めて将来構想を築く必要があるとの発言があった。他方、卒後研修とキャリアパス制度を設計するにあたり、研修者の時間と費用の観点も重要と考えられる。研修を積むことが収入アップにつながるかも考えておく必要がある。米国の薬剤師の給与に関する調査の中で、PGY1修了者、PGY2修了者、専門認定取得薬剤師などキャリアに応じた給与がどの様になっているか、調査結果があれば提示してほしいとの質問があった。

代表理事より、今回のBPS担当者への確認では薬剤師の平均値しか得られていないが、重要な指摘と考えており引き続き調査したいとの回答があった。

理事より、医療現場に勤務する中で治験に係わっていると、CRAの中で薬学部出身者が減少しており用語や薬理学的知識について不十分な担当者を複数経験している。治験の効率化を目指すことと相いれない課題である。また、医療現場の薬剤師として添付文書は治験から得られた情報で成り立っていることに留意して、治験の事をより理解すべきであり関わるべきと考えている。職能団体、並びに薬学教育として考えて行くべき課題との指摘があった。

以上の議論を経て、議長から第1号議案について審議を完了することが告げられ承認された。

《報告事項》

(1) 薬剤師のキャリアパスに関する懇談会（7月14日開催）について

代表理事より、資料を用いて第1回薬剤師のキャリアパスに関する懇談会の報告があり、今後も開催に合わせて理事会に報告するとともに、理事から頂いたご意見を懇談会に反映させていきたいとの説明があった。

(2) 自己研修に関する考え方について

代表理事より、資料を用いて自己研修に関する考え方についてについて説明があった。薬剤師研修センターからの問い合わせを発端として、事務局・フォローアップ小委員会で検討を重ね理事会へも報告し、本年8月6日にホームページに掲載し各プロバイダーにも周知した。学習時間と付与単位、プロバイダーとしての評価の在り方、教材のあり方、自己研修で得た単位の取り扱いを整理したものであることが報告され

た。

(3) 令和 7 年度フォローアップ調査結果報告書について

代表理事より、事務局で集計しフォローアップ小委員会で検討し本年 8 月 20 日に各プロバイダーへフィードバックしたことが報告された。

代表理事の指名で田中コーディネーターより、調査結果について新しく追加した設問を中心に以下の説明があった。

項目 11 について 2025 年 3 月に改定したチェックリストへの対応状況を確認している。「対応した運用について移行準備中」が 66% (21 件)、「対応し、会員や受講者に周知した」が 25% (8 件)、「対応できていない」が 9% (3 件) であった。今回追加した設問として項目 15 以降がある。e-learning プログラム提供しているが 53% (18 件)、提供していないが 47% (16 件) であった。項目 16 にて前年度に提供した e-learning プログラム数について確認すると、1~100 が 72% (13 件)、101~200 および 201~300 がそれぞれ 11% (2 件)、300 以上が 6% (1 件) であった。設問 17 にて 1 つの e-learning プログラムの設定時間とその付与単位数について確認すると、15 分 0.17 単位/45 分 0.5 単位/90 分 1 単位/120 分 1 単位/135 分 1.5 単位/180 分 2 単位/270 分 3 単位などの回答があった。項目 18 にて e-learning 研修で取得した単位の、新規および更新の認定申請に使用できる単位数の制限について確認すると、すべて認めるが 78% (14 件)、上限を設定しているが 22% (4 件) であった。項目 23 にて新規および更新の認定申請で、他生涯研修プロバイダーの単位受入れについて尋ねたところ、設けているが 72% (23 件)、設けていないが 28% (9 件) であった。項目 24 では自身の制度でのすべて他プロバイダーの単位を利用した新規・更新の認定申請について確認したところ、「あり」が 78% (7 件)、「なし」が 22% (2 件) であった。項目 26 にて自身の制度が発行する研修単位を一定数取得することが認証の要件となった場合、他プロバイダーの単位は、認定申請に必要な単位数のうち何割程度受け入れるのがよいか聞いたところ、10%程度が 13% (4 件)、30%程度が 19% (6 件)、50%程度が 42% (13 件)、無制限が 26% (8 件) との回答がありその理由について説明があった。

(4) 代表理事及び業務執行理事（認証担当、総務担当）の業務報告について

代表理事より、報告事項 (4) 資料に基づき代表理事及び業務執行理事（認証担当、総務担当）の業務報告について説明があった。

(5) その他

代表理事より、その他資料を用いて、昨年 4 月の公益法人法改定で従前の「遊休財産」は「使途不特定財産」と位置付けられ、上限は過去 5 年間の公益目的事業費相当額の平均を原則とすることとなり、内閣府担当官より公益目的事業継続予備財産の活用について助言があり、理事会にて情報共有するとともに、次年度の決算や予算にて考慮していきたいとの説明があった。

代表理事より、プロバイダーの更新認定手続きを進める中で、事業継続に課題のあるプロバイダーが確認されており、定款の定めに従った対応を進めていることについて概要報告があった。

総務担当理事より、今後の理事会について、12月4日(金)に対面とWebのハイブリッドにて開催予定であることが告げられた。

8. 閉会

以上の議事を終え、12時30分に対面とZoomミーティングのハイブリッド会議を閉会した。

上記の決議を明確にするため、定款第31条第2項に基づき、出席した代表理事および監事がこれに記名、押印する。

令和8年9月18日

代表理事 安 原 眞 人 印

監 事 望 月 眞 弓 印

監 事 森 和 彦 印